

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

放射性物質から市民生活の安全安心を守ることを求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東に及ぶ広範囲に甚大な被害を及ぼし、桐生市にも大きな被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による人体や農畜産物等への影響が強く懸念されるとともに、風評による被害が市民生活への不安を極度に高めている。

特に、放射性物質の拡散は、市民の生命や健康に直接的な被害をもたらすばかりでなく、子孫にまで影響を及ぼし、国家の存亡にかかる未曾有の事態である。

我々、桐生市議会で実施している議会報告会及び意見交換会でも、市民の切実な訴えや生産農家の不安の声が多く寄せられている。

市民の尊い生命や健康は言うに及ばず、生産農家への風評被害を早急に払拭し、安全安心な市民生活の確保に向けた対策が必要である。

こうした中、群馬県においては、すでに県民のため、様々な対策に取り組まれているが、以下の点について、さらに特段の措置を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 生産農家の不安解消のため、空間放射線量が比較的高い地域における放射性物質1000Bq/kg未満の農耕地（群馬県実施調査）についても、きめ細かな土壌調査を実施し、測定結果を公表すること。併せて、安心して農作業に従事できる環境づくりに配慮するとともに、農畜産物等への風評被害払拭のため万全な対策を講じること
- 2 国有林内に除染実施計画に則り除去した放射能汚染土等の仮置き場を早急に整備できるよう、国に働きかけること
- 3 放射線及び放射能に関する知識と健康への影響について、県民が正しく理解できるよう直接説明すること。併せて、国に対し同様の働きかけを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○群馬県知事

東京電力株式会社の電気料金値上げ等に関する意見書

平成23年3月11日の東日本大震災は、被災地住民はもとより、全国民に対して、地震被害・津波被害、また東京電力による前代未聞の計画停電の実施、放射性物質漏えい事故など今でも大きな被害と不安を与えている。

このような状況におかれている現在でも国民一人一人は、復興に向けて懸命の努力を日々続けている。

また、歴史的な円高水準や中東アラブ情勢の不安定さによる原油高騰など、企業活動を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、各々が創意工夫のもと、懸命な企業努力を行っているところである。

こうした中、東京電力株式会社が自社の経営状況の悪化を理由に、突如として、一方的に電気料金の値上げを発表したことは、昨年夏、電力供給危機の中、国民、企業が節電に果敢に協力したことを踏みにじる行為であり、極めて遺憾である。

加えて、「自由化部門」と言いながら、電力市場は競争原理が全く機能していないため、需要家が、東京電力以外の民間事業者へ乗り換えることは事実上困難であり、電気事業における地域独占の弊害による高コスト構造が改めて明らかになっている。

今回の電気料金の値上げは、これまでの政府の原子力行政の不備や同社の安全対策の瑕疵による代償を国民や企業に転嫁するもので、断固として反対するものである。

福島第一原子力発電所の事故の直接的な原因は地震とそれに伴う津波ではあるが、安全対策の不備や事故後の対応などを考慮すれば人災としての側面も否定できない。

料金値上げありきではなく、まずは同社自らが国民の理解を得られるような大胆な経営合理化策を示すことが先決である。

今後も電力の供給不足が懸念され、国民や企業の節電への理解と協力が不可欠である。

国民の理解と協力を得るためにも、電気料金の値上げ等に関し、国として下記の措置を取るよう断固として求めるものである。

記

- 1 東京電力株式会社に対して大胆な経営合理化策を迅速に断行するよう強く求めること。また、その具体的な内容について、中長期的な方向性も含めて国民に明確に開示させること
特に次の事項について積極的に情報開示させること
 - (1) 震災前と現在における役員及び社員の給与、賞与等の実態
 - (2) 子会社を含めた保有資産、福利厚生施設の実態
- 2 東京電力株式会社におけるこれまでの経営責任を明確化させるため、今までの役員等について、その責任の所在を徹底的に明らかにすること
- 3 国内産業の振興と雇用の確保及び全国民に対して的確な対策を講じること。特に、大口需要家や夜間休日の電力利用が多い企業など電気料金の値上げの影響が大きい企業、並びに厳しい経営環境にある中小企業に対して、コスト負担増につながることのないよう国として特段の配慮を行うこと
- 4 電気事業に対しては、積極的に競争原理を導入する為、規制緩和を一刻も早く実現し、地域独占体制の打破とその弊害による高コスト構造を改めること
- 5 今後の電力需給の見通しについて国民に対し正確かつ継続的に情報を開示すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○内閣総理大臣 ○経済産業大臣

再生紙を使用しています。